

基山町告示第78号

基山町中小企業等緊急支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年9月1日

基山町長 松田 一也

基山町中小企業等緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価高騰等及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の中小企業等に対し、きめ細かな支援をすることを目的として、予算の範囲内において基山町中小企業等緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 介護施設等 次に掲げるいずれかに該当する事業所又は施設をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス又は同条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所、同条第27項に規定する介護老人福祉施設又は同条第28項に規定する介護老人保健施設
 - イ 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス又は同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所
 - ウ 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業所
 - エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム
 - オ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規

定するサービス付き高齢者向け住宅

カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所

キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援又は同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所

(3) 区公民館 公民館長等の設置及び事務委嘱に関する規則（平成10年教委規則第8号）第2条に規定する区公民館をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) エネルギー効率化整備事業

(2) チャレンジ支援事業

(3) 緊急対策支援事業

ア 中小企業支援事業

イ 介護施設等支援事業

ウ 区公民館補助事業

2 前項第2号の補助対象となる事業の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 町税等の滞納がある者

(2) 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等に該当する者

(3) 本町から類似する他の補助金等の交付を受けている者

(4) その他町長が不相当と認めた者

(補助対象経費)

第5条 第3条第1項第1号及び同条同項第3号ウの補助対象経費は、別表第3のとおりとする。

2 第3条第1項第2号の補助対象経費は、別表第4のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 第3条第1項各号の補助対象事業の補助率及び補助金の額については、別表第5のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、基山町中小企業等緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければな

らない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、申請の内容を審査し、交付することが適当であると認めたときは、基山町中小企業等緊急支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付することが適当でないと認めたときは、基山町中小企業等緊急支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業内容を変更しようとするときは、基山町中小企業等緊急支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、申請の内容を審査し、申請に係る変更が必要であると認めたときは、基山町中小企業等緊急支援事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により、変更が必要でないと認めたときは、基山町中小企業等緊急支援事業補助金変更不承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業(第3条第1項第3号ア及びイに規定する補助対象事業を除く。)が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は第8条の規定により交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、基山町中小企業等緊急支援事業補助金実績報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったとき、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の執行が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、基山町中小企業等緊急支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、基山町中小企業等緊急支援事業補助金交付請求書(様式第9号)により、町長に請求するものとする。

2 町長は、補助事業者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付さ

れているときは、町長は補助事業者に対して補助金の返還を求めるものとする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額を減額することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

事業区分	要件
(1)新商品(新役務)の開発又は提供	過去の同種の商品に比べて性能が良い等新商品の開発又は提供のための意欲的な取組であること。
(2)販路開拓・売上向上	商品の新しい販売方法や流通経路を見出し、新しい販売先を見つけるための意欲的な取組であること。
(3)生産性向上	デジタル技術等を活用した働き方改革や生産の効率化等のための意欲的な取組であること。
(4)新分野展開	主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより新たな市場に進出するための意欲的な取組であること。
(5)事業転換	主たる業種を変更することなく主たる事業を転換し、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより新たな市場に進出するための意欲的な取組であること。
(6)業種転換	主たる業種を転換し、製品又は商品若しくはサービスを提供することにより新たな市場に進出するための意欲的な取組であること。
(7)業態転換	製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法に関し相当程度新規性を有する方法に変更するための意欲的な取組であること。

(8)事業再編	<p>会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うための意欲的な取組であること。</p>
---------	---

別表第2（第4条関係）

補助対象区分		補助対象者
エネルギー効率化整備事業		<p>町内に店舗又は事業所を有する中小企業者であって、次の要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1)令和2年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が前年1月以降から同年3月までの同3か月の合計売上高と比較して減少していること。</p> <p>(2)令和4年1月以降の任意の連続する3か月間の全体経費又は仕入金額の合計が前年平均の3か月分の全体経費又は仕入金額と比較して10%以上上昇していること。</p>
チャレンジ支援事業		<p>町内に店舗又は事業所を有する中小企業者であって、次の要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1)令和2年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が前年1月以降から同年3月までの同3か月の合計売上高と比較して20%以上減少していること。</p> <p>(2)令和4年1月以降の任意の連続する3か月間の全体経費又は仕入金額の合計が前年平均の3か月分の全体経費又は仕入金額と比較して10%以上上昇していること。</p>
緊急対策支援事業	中小企業支援事業	<p>町内に店舗又は事業所を有する中小企業者であって、次の要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1)令和2年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が前年1月以降から同年3月までの同3か月の合計売上高と比較して20%以上減少していること。</p> <p>(2)令和4年1月以降の任意の連続する3か月間の全体経費又は仕入金額の合計が前年平均の3か月分の全体経費又は仕入金額と比較して10%以上上昇していること。</p>
	介護施設等支援事業	<p>補助対象者は、次の要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1)町内に介護施設等を有する者</p> <p>(2)令和4年1月以降の任意の連続する3か月間の全体経費又は仕入金額を施設利用者総数で除したものが前年平均の3か月の全体経費又は仕入金額を施設利用者総数で除したものと比較して10%以上上昇している</p>

		こと。
	区公民館補助事業	公民館長等の設置及び事務委嘱に関する規則（平成10年教委規則第8号）第3条に規定する公民館長

備考

- 1 全体経費には、減価償却費、貸倒金、地代家賃、租税公課、接待交際費、損害保険料及び福利厚生費を除くものとする。

別表第3（第5条関係）

補助対象区分	補助対象経費
エネルギー効率化整備事業	補助対象者が新型コロナウイルス感染拡大における原油価格及び物価高騰等の影響による社会経済変化に対応する目的として、既存設備を令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金の指定設備導入事業の補助対象設備として登録及び公表されているエネルギー効率の高い設備へ更新するために要する経費
区公民館補助事業	区公民館に新型コロナウイルス感染症対策に係る備品を整備するために要する経費

別表第4（第5条関係）

経費区分	内容
機械装置・システム構築費	(1)専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作に要する経費 (2)専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築に要する経費 (3)(1)又は(2)と一体で行う改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費
広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため及び広報媒体等を活用するために要する経費
展示会等出展費	新商品等を展示会又は商談会に参加するための経費
旅費	事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修等参加は除く。）や各種調査を行うため及び販路開拓（展示会等の会場との往復を含む。）等のために要する旅費
開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するた

	めに要する経費
資料購入費	事業遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために要する経費
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料及び交通費
借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料
専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に対する謝礼
専門家旅費	事業に遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に対する旅費
委託料	上記に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために要する経費
外注費	上記に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注するために要する経費

別表第5（第6条関係）

補助対象事業		補助率	補助金の額
エネルギー効率化整備事業		補助対象経費の 3分の2以内	補助金の額の上限 50万円 補助金の額の下限 10万円
チャレンジ支援事業			
緊急対策 支援事業	中小企業支援事業	定額	10万円 ただし、前年平均の1月の全体経費が10万円に満たない場合はその額を補助金の額とする。
	介護施設等支援事業		
	区公民館補助事業	補助対象経費の 2分の1以内	補助金の額の上限 5万円 補助金の額の下限 1万円